

一時抹消登録後の車をリサイクル事業者に引渡し、適正に解体処分された場合の手続きです。報告受領日の翌日から車検の有効期間が1か月以上残存している場合は、自動車重量税の還付が可能ですので、「4-7解体届出（一時抹消後の解体届出・自動車重量税還付あり）」の案内をご覧ください。

◇ 必要書類 ◇

愛知運輸支局で入手するもの。

- ① OCR申請書※（3号様式の3）
- ② 手数料納付書※（登録手数料無料）

所有者のもの。

- ③ 登録識別情報等通知書
- ④ 委任状※（ただし、所有者本人が申請する場合であって、①OCR申請書に記名があれば不要。）
- ⑤ 登録識別情報等通知書に記載の住所・氏名等に変更がある場合は、その変更のつながりや関連を証明する住民票 又は 登記事項証明書等（3ヶ月以内のもの。写しでも可能。）
- ⑥ 【所有者が異なる場合】譲渡証明書及び新所有者の氏名、住所を証する書面（3ヶ月以内のもの。写しでも可能。）

◇ 申請には「移動報告番号（リサイクル券に記載）」、「解体報告記録日（リサイクル事業者等から申請者に通知）」の記載が必要です。

◇ 申請は、解体報告記録日の翌日（報告受領日）以降から行うことができます。

◇ 手続きの流れ ◇

支局

①窓口前 申請書入手

①OCR申請書（3号様式の3）と②手数料納付書 を入手して下さい。（無料）

記入台 申請書、その他書類等記入

裏面記入例を参考に、ご自身で申請書、その他書類を記入して下さい。お急ぎの方は隣建物1階の「代書コーナー」をご利用下さい。（有料）

③窓口 申請書提出

窓口横の番号発券機から番号札2枚を発券し、番号札1枚、①～⑥の順にクリップで必要書類を留めて3番窓口のトレイに置いて下さい。

審査待ち時間の目安 30分～60分程度。休前日や月末、年度末は、2時間以上の待ち時間が発生する場合があります。

④窓口 通知書（届出処理完了）交付

審査が終わると、窓口背面のモニターに番号が表示されます。お手持ちの番号札控えと引き替えて、通知書を交付します。

③窓口後、
提出書類が交付待ちかは
右のQRから確認できます



注：※印の様式類は、愛知運輸支局ホームページや①窓口前で入手可能です。

中部運輸局 愛知運輸支局登録担当 [所在地] 愛知県名古屋市中川区北江町1丁目1-2 [電話] 050-5540-2046 ※音声ガイダンス後「037」をプッシュして下さい。

[管轄ナンバー:名古屋]

[受付時間] 平日（月～金）午前8:45～11:45 午後13:00～16:00 ※土日祝日、12/29 - 1/3 は閉庁日です。

愛知運輸支局登録担当【機密性2】（R5.1版）

□永久抹消登録申請書

解体届出（一時抹消後の解体届出）

車台番号の「下3ケタ」を記入

第3号様式の3

①業務種別	②出張	③処理	④制限解除	⑤重量税還付申請の有無	⑥自動車登録番号	ローマ字記入時は下線をマークして下さい
1 7				0	名古屋 500 よ 1234 A56	

自動車重量税還付申請欄（自動車重量税の還付を申請）

申請書に添付する車検証のナンバーを記入

移動報告番号 123456789123

移動報告番号を記入

⑦氏名又は名称	⑧住所	⑨郵便番号	⑩電話番号	⑪代理受領者有無区分	⑫共同所有者区分	⑬申請者所有者コード
1 個人				1 代理受領者なし	1 共同所有者有	
⑭金融機関名称	⑮支店名	⑯口座番号又は記号番号	⑰口座種類	⑱金融機関種別	⑲支店種別	⑳個人番号又は法人番号

数字の正しい書き方 ➡ 1234567

機械読取りのため、枠からはみ出さないよう丁寧に記入して下さい。

矢印から上は、すべて鉛筆で記入して下さい。



ここから下は、ボールペンで記入して下さい。

委任状の添付がある場合は不要です。

愛知 太郎

名古屋市中川区北江町1丁目1-2
運輸アパートB棟101号室

記録がなされた年月日

令和5年1月4日

申請代理人

氏名

中部 一郎

住所

名古屋市中区三の丸2丁目2-1

代理受領者

氏名

解体報告記録がなされた年月日を記載

代理人の場合は記載

運輸支局長 殿

運輸監理部長 殿

税務署長 殿

平成 年 月 日

以下の書面に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供された場合はチェックして下さい。

□譲渡証明書

還付を受けようとする金額

自動車重量税還付申請書付表1のとおり